

○国立大学法人宮崎大学クロスアポイントメント制度に関する規程

〔 令和2年11月26日
制 定 〕

改正 令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第12条の2及び国立大学法人宮崎大学有期契約職員就業規則（以下「有期職員就業規則」という。）第12条の2の規定に基づき、国内外から優れた人材を確保し、国立大学法人宮崎大学（以下「本学」という。）における教育研究等の更なる向上を図るため、クロスアポイントメント制度の適用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教員」とは、職員就業規則第2条第1項並びに有期職員就業規則第2条第1項及び第2項に規定する教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手又は特別教員をいう。
- (2) 「他機関」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 本学以外の国立大学法人
 - イ 大学共同利用機関法人
 - ウ 独立行政法人（行政執行法人を除く。）
 - エ 地方独立行政法人（特定地方独立行政法人を除く。）
 - オ その他学長が認める機関
- (3) 「クロスアポイントメント制度」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 本学の教員として身分を保有したまま他機関の職員として雇用され、本学及び当該他機関において業務に従事すること。
 - イ 他機関の職員として身分を保有したまま本学の教員として雇用され、当該他機関及び本学において業務に従事すること。
- (4) 「各学部等」とは、教育学部、医学部（附属病院含む。）、農学部、地域資源創成学部、工学教育研究部、基礎教育部、教育学研究科、学内共同教育研究施設、安全衛生保健センター又は情報基盤センターをいう。

(適用条件)

第3条 クロスアポイントメント制度の適用は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

る。

- (1) 本学の教育研究等の更なる向上に寄与するものと認められること。
- (2) 本学の利益に相反しないこと。
- (3) 本学教員としての倫理が保持されること。
- (4) 本学教員としての職務遂行に支障が生じないこと。
- (5) その他職務の公平性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

(適用の承認)

第4条 各学部等の長は、本学の教員又は他機関の職員（以下「教員等」という。）にクロスアポイントメント制度の適用を希望する場合は、当該他機関との事前協議後、各学部等の議を経て、原則として適用を希望する日の4月前までに、別紙1「クロスアポイントメント制度適用希望申出書」を学長へ提出しなければならない。

- 2 学長は、前項により提出があった場合は、役員会の議を経て、適用承認の可否について決定する。この場合において、役員会の審議の前に、宮崎大学利益相反マネジメント規程第4条に規定する利益相反委員会において承認を得るものとする。

(適用期間)

第5条 クロスアポイントメント制度の適用期間は、6月以上の連続する期間とし、3年を超えない範囲とする。ただし、期間を定めた労働契約を締結している教員等については、当該労働契約の期間を超えることができない。

- 2 前項における適用期間終了後、学長が特に必要と認めた場合、適用期間を更新することができる。ただし、前条の手続きにより承認を得なければならない。

(勤務時間等の取扱い)

第6条 クロスアポイントメント制度を適用する教員等の勤務時間、休日及び休暇等の取扱いについては、国立大学法人宮崎大学に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の規定にかかわらず、本学と当該他機関との協議により決定する。

- 2 クロスアポイントメント制度を適用する教員等の給与の取扱いは、国立大学法人職員給与規程にかかわらず、本学と当該他機関との協議により決定する。

(協定書の締結等)

第7条 学長は、教員等にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、当該他機関の長との間に、当該クロスアポイントメント制度に関する協定書を締結しなければならない。

- 2 学長は、前項の協定書の内容について、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員等の同意を別紙2「同意書」により得なければならない。

(承認の取消し)

第8条 学長は、第4条の規定により承認したクロスアポイントメント制度の適用が、第3条各号に掲げる条件を満たさなくなると認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(クロスアポイントメント制度適用終了後の業務の制限)

第9条 各学部等の長は、クロスアポイントメント制度を適用する教員等について、クロスアポイントメント制度により勤務する他機関と本学との間の物品購入等の契約関係その他の特別な利害の関わる業務に従事させてはならない。当該クロスアポイントメントが終了した日から2年間についても同様とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の適用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

年 月 日

学 長 殿

〇〇〇〇学部長
〇〇 〇〇

クロスアポイントメント制度適用希望申出書

このことについて、国立大学法人宮崎大学クロスアポイントメント制度に関する規程第4条第1項の規定により、下記のとおり申し出いたします。

記

1. 他機関（相手方機関）	
機 関 の 名 称 (外国の場合は、国名 も記入のこと)	
機関の設置形態	<input type="checkbox"/> 国立大学法人・大学共同利用機関法人 <input type="checkbox"/> 独立行政法人（行政執行法人を除く。）・地方独立行政法人（特定地方独立行政法人を除く。） <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ その他の場合、（ ）欄に当該機関の設置形態を記載するとともに、「8. 特記事項」欄に当該機関をクロスアポイントメント先とする理由（必要性等）を記載すること。
2. 適用教員	
原 籍 機 関	<input type="checkbox"/> 本学 <input type="checkbox"/> 他機関（相手方機関）
所 属 ・ 職 名	
氏名（ふりがな）	
生年月日（年齢）	年 月 日 （ 歳） ※ 年齢はクロスアポイントメント開始時点での年齢とすること。

給 与	<input type="checkbox"/> 月給制（ 級 号俸）（基本給月額： 円） <input type="checkbox"/> 年俸制（ ）（年俸額： 円） * 適用教員が他機関（相手方機関）職員の場合は、基本給月額または年俸額を記載すること。
--------	---

3. クロスアポイントメントの目的等

【適用を希望する経緯】

【目的】

【適用教員の両機関での具体的業務】

- ○○○○（他機関）での業務

- 本学での業務

【クロスアポイントメントの必要性】

【期待される効果】**4. クロスアポイントメント制度適用に係る身分等**

本 学	所 属：() 勤務場所（住所）：() 職 名：() 業務内容：()
他機関（相手方機関）	所 属：() 勤務場所（住所）：() 職 名：() 業務内容：()

5. クロスアポイントメント制度適用期間

年 月 日 ～ 年 月 日（ 年 月）

6. 勤務割合（エフォート）

本 学：(%)

他機関（相手方期間）：(%)

7. クロスアポイントメント制度適用条件

① 本学の利益との相反の有無

 有 （相反の程度：) 無

② 本学教員としての職務遂行への支障の有無

<input type="checkbox"/> 有 （支障の程度： ） <input type="checkbox"/> 無
③ その他職務の公正性、透明性及び信頼性の確保への支障の有無
<input type="checkbox"/> 有 （支障の程度： ） <input type="checkbox"/> 無
8. 特記事項
<p>* 以下に該当する場合は、その理由（必要性等）を記載すること。</p> <p>① 他機関（相手方機関）の設置形態が「その他」の場合</p> <p>② 適用期間が6月以上の連続する期間（3年以内）以外の期間となる場合</p> <p>* 適用教員の労働条件の設定に当たって、個別の事情等がある場合は、当該事情等を記載すること。</p>

* 適用教員の原籍が他機関（相手方機関）の場合、履歴書を添付すること。

* 必要に応じ、参考資料を添付すること。

別紙2（第7条関係）

年 月 日

学 長 殿
〇〇〇〇長 殿

所属 _____

氏名（自署） _____

同 意 書

私は、〇〇年〇〇月〇〇日付けクロスアポイントメント制度に関する協定書の内容について同意します。